

スマホ・ネット人権教室実施要領

1 目的

昨今のデジタル化の進展に伴い、スマートフォン・インターネット利用の低年齢化が進み、児童生徒が犯罪やトラブルに巻き込まれる事件の増加やメール、SNS、無料通信アプリ等を介したインターネット上のいじめが社会問題となっている。

そうした状況に対応するため、スマートフォンやインターネットの正しい利用方法や危険性について専門家から最新の情報を学ぶとともに、インターネットを通じたいじめの発生防止及びいじめを受けた場合の人権擁護機関における相談窓口の利用について、児童生徒やその保護者等に対する周知を図るため、人権擁護機関と携帯電話会社とが連携した人権教室（以下「スマホ・ネット人権教室」という。）を実施することとする。

2 実施主体

株式会社NTTドコモ（以下「NTTドコモ」という。）、神戸地方法務局及び兵庫県人権擁護委員連合会（以下「連合会」という。）

3 実施対象

兵庫県内に所在する小・中・高・義務教育学校・中等教育学校・特別支援学校の児童及び生徒を対象とし、受付は学校単位とする。

なお、保護者、教員等の参加についても認めて差し支えないものとする。

4 実施内容

スマホ・ネット人権教室は、NTTドコモが実施する「スマホ・ネット安全教室」及び連合会が実施する「人権教室」で構成される。

(1) スマホ・ネット安全教室

ア ベーシック編（主に小学校中学年） 1教室 約35分

イ スタンダード編（主に小学校高学年・中学生） 1教室 約35分～40分

ウ アドバンス編（主に中学生・高校生） 1教室 約40分

エ 入門編（小学校低学年） 1教室 約35分

オ 特別支援学校編（特別支援学校の児童・生徒） 1教室 約35分～50分

(2) 人権教室（約10分）

※学校と調整を行い、人権教室の時間を変更することも可能である。

5 開催形式

原則として、web 会議システムを利用したオンラインによる遠隔教室とする。

利用可能な web 会議システムは、Google Meet、Microsoft Teams 及び Zoom とする。

なお、NTTドコモが実施するスマホ・ネット安全教室については、オンライン実施のみとなるが、神戸地方法務局及び連合会が実施する人権教室については、連合会の派遣する人権擁護委員と調整した上で、出前教室を実施することも可能である（後者においてはスマホ・ネット人権教室とは異なる教材を使用する。）。

6 実施方法

- (1) 学校は、実施希望月の3か月前の15日まで（例：7月開催の場合、4月15日が締切り。15日が土日祝日の場合は、直前の法務局開庁日まで）に、別添1の「スマホ・ネット人権教室実施申込書」をメール又はファクシミリにより神戸地方法務局人権擁護課企画係（以下「人権擁護課」という。）宛てに提出する（別紙の①。宛先は、後記7参照）。
- (2) 人権擁護課は、学校の所在地を管轄する法務局の本局又は支局（以下「管轄法務局」という。）を通じて、管轄法務局管内の人権擁護委員協議会（以下「協議会」という。）と日程調整した上で、学校に対し、協議会の対応可能日時を別添2の「学校への連絡事項」（以下「連絡票」という。）により連絡する（別紙の②ないし④）。
- (3) 学校は、連絡票に基づき、NTTドコモのホームページ（https://www.docomo.ne.jp/corporate/csr/social/safety/educational/join_class/）上の申込み受付フォームで申込みを行う（別紙の⑤。申込み上の留意事項は、後記8参照）。
- (4) NTTドコモは、学校に対し、スマホ・ネット人権教室の実施可能日をメールにより連絡する（別紙の⑥）。
- (5) 学校は、NTTドコモ及び管轄法務局に対し、スマホ・ネット人権教室の実施日をメールにより連絡する（別紙の⑦）。
- (6) 実施に当たっては、NTTドコモ、協議会及び学校は事前にオンライン接続確認及び打合せを行うこととするが、NTTドコモと学校のみがオンライン接続する場合には、協議会はオンライン接続確認には参加せず、NTTドコモ及び学校と口頭又はメールでの打合せを行う

なお、配布資料がある場合、協議会は、実施日のおおむね1週間前までに学校宛てに送付する。

- (7) 学校は、スマホ・ネット人権教室の実施後、おおむね2週間以内に、受講報告書（別添3）をメール又はファクシミリにより人権擁護課宛てに提出する。

また、NTTドコモが実施するアンケートについては、NTTドコモ担当者の指示に従い、NTTドコモ宛てに提出する。

なお、別添1ないし3については、法務局ホームページ
(https://houmukyoku.moj.go.jp/kobe/page000001_00195.html) からダウンロードすることが可能である。

7 問合せ・文書送付先

〒650-0042 神戸市中央区波止場町1番1号 神戸第2地方合同庁舎
神戸地方法務局人権擁護課 企画係
TEL：078-392-1821（内線 345）
FAX：078-392-0180
メールアドレス：jinken01_kobe_moj_bal@moj.go.jp

8 申込み上の留意事項

- (1) NTTドコモのホームページ上の申込み受付フォームの項番21ないし29には、連絡票にある実施日を入力する。
- (2) 項番37（特別支援学校の場合は項番38）の「ご要望事項」欄には、連絡票にある実施日以外の情報（法務局コラボ、神戸地方法務局〇〇支局、法務局担当者名：〇〇（フリガナ）、メールアドレス：〇〇、時間：ドコモ〇〇分／法務局〇〇分）を入力する。